

特定調達に係る苦情の処理手続細則を定める要領

(平成12年3月31日財政局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(平成7年12月25日市長決裁。以下「要綱」という。)第19条の規定に基づき、特定調達に係る苦情処理手続の実施に関して必要な細則を定めるものとする。

(苦情申立て)

第2条 要綱第1条の2第4号にいう「提供することが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含むものとする。

- (1) 入札に参加していた者(提供を行った者を除く。)又は随意契約手続に何らかの対応をした者
- (2) 入札に参加する予定はあったが、調達手続に違反があったため参加しなかった者
- (3) 入札に参加する予定はあったが、調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため参加できなかった者
- (4) 入札参加資格手続において参加を認められなかった者
- (5) 入札手続(随意契約を含む。)に間接的に参加する者

2 要綱第2条第3項の規定による苦情申立ての書面は、郵便により提出することができる。この場合、当該郵便物の通信日付印により表示された日(表示がない場合又は表示が明瞭でない場合には、当該郵便物について通常要する郵送日数を基準とする。)に提出されたものとみなす。

3 関係調達機関又は委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申し立てのできる期間として教示した場合であって、当該教示された期間内に苦情申し立てがなされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

4 要綱第2条第8項の規定に基づく苦情申立ての取下げは、書面をもって行わなければならない。

5 委員会は、苦情申立ての取下げがあった場合は、関係調達機関及び参加者に対して、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(協議)

第3条 要綱第3条の規定に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも書面による通知をもって打ち切ることができる。

2 同条の協議の結果、苦情が解決に至らなかった場合は、同条第3項の規定にかかわらず、協議に要した期間は、要綱第2条第2項に規定する期間の進行が停止するものとし、当該期間から除外するものとする。

(参加者)

第4条 要綱第4条第1項の規定に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

2 同条第2項の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

3 委員会は、前項の取下げがあった場合は、苦情申立人、関係調達機関及び他の参加者に対して、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開)

第4条の2 委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、要綱第6条第1項の規定に基づく報告書

の内容について当事者以外に公表しないように要請するものとする。

(代理人及び補佐人についての承認手続等)

第5条 要綱第8条第2項の規定に基づき、弁護士を代理人とする場合には、同項に規定する書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

2 要綱第8条第2項の規定に基づき、弁護士以外の者を代理人とすることにつき委員会の承認を求める場合には、当該者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

3 前項の書面には、代理人の権限を証明する書面を添付しなければならない。

4 要綱第8条第5項の規定に基づき、補佐人とともに出席することにつき委員会の承認を求める場合には、当該者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(利害関係を持つ者の定義)

第6条 要綱第10条第2項にいう「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりを有する者をいう。

(苦情申立ての受付及び処理の状況の公表)

第6条の2 要綱第16条の規定に基づく公表は、少なくとも年1回、行うものとする。

2 前項の公表は、要綱第2条第1項に基づき申し立てのあった苦情につき、次の各号に規定する項目について行うものとする。

- (1) 苦情番号
- (2) 苦情申立日
- (3) 苦情申立人（個人による申立ての場合は、氏名の公表に係る本人の同意がない限り匿名とする。）
- (4) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- (5) 苦情の概要
- (6) 苦情処理状況の概要
- (7) その他必要な事項

(営業秘密の定義)

第7条 要綱第18条にいう「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成27年1月6日改正）

この改正は、平成27年1月6日から実施する。